

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による
特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第 3 条第 6 項の規定により公示します。

認 定 年 月 日	令和 7 年 9 月 18 日
名 称	島ワーク派遣事業協同組合
住 所	香川県小豆郡小豆島町西村甲 1896 番地 1 オリーブナビ小豆島内
代 表 者 の 氏 名	大塚 一步
事 務 所 の 名 称	島ワーク派遣事業協同組合
事 務 所 の 所 在 地	香川県小豆郡小豆島町西村甲 1896 番地 1 オリーブナビ小豆島内
地 区	香川県小豆郡
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有 効 期 間 の 満 了 日	令和 17 年 9 月 17 日